

町内施設再開のお知らせ・北海道からの要請内容

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】 重点措置区域外

期間	6月21日(月)～7月11日(日)
要請内容	<p>【外出の際は】</p> <p>◆感染リスクを回避できない場合、不要不急※の外出や移動を控える。 ※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。</p> <p>◆重症化リスクの高い方※と接する際は、リスク回避行動を徹底する。 ※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方</p> <p>◆札幌市との不要不急の往来は控える。</p> <p>◆不要不急の都道府県間の移動、特に「緊急事態措置区域」及び「まん延防止等重点措置区域」との往来は極力控える。 (道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。)</p> <p>【飲食の際は】</p> <p>◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える。</p> <p>◆食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。(「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践)</p> <p>◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。</p>

国による緊急事態宣言解除を受けて、町では6月20日まで休業していた町内施設を21日(月曜日)が休館日の施設は、22日(火曜日)から再開します。北海道では、国によるまん延防止等重点措置への移行を踏まえ、札幌市内を重点措置区域として対策を図るほか、同区域以外の市町村にも必要な協力を働きかけることとなりました。北海道からの要請内容について一部抜粋してお知らせします。町民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等への取組について、引き続きご協力をお願いします。

問 危機対策室 ☎42-4811

広報えんがる

瓦版

2021年(令和3年)
6月21日(月)
発行：遠軽町役場
総務部企画課
電話 42-4818
FAX 42-3688

営業時間短縮等の要請に対する支援金の申請開始

北海道では、令和3年6月1日から20日まで、営業時間の短縮や酒類提供時間の短縮など、営業時間短縮等の要請に応じた飲食店、カフェ、結婚式場等を管理する事業者の皆様へ支給する協力支援金の受付を開始しました。申請期限は、8月31日までとなっております。申請書類、申請先などの詳しい内容については、北海道のホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

町独自支援

宿泊事業・交通事業・酒類卸売事業・飲食店事業の皆様へ 特定事業支援金を支給します

町では、新型コロナウイルス感染症の流行により、経済的に大きな影響を受けている事業者の事業継続を支援するため、次の表区分の事業者を対象として新たに「特定事業支援金」を支給します。

区分	支援金		
	宿泊事業・交通事業 ・酒類卸売事業	飲食店事業	
売上減少率	20%以上30%未満	20万円	10万円
	30%以上40%未満	40万円	20万円
	40%以上50%未満	60万円	30万円
	50%以上60%未満	80万円	40万円
	60%以上	100万円	50万円

- 支給対象及び支給額
- ・2021年1月1日以前から営業実態のある町内に本店を有する事業者
 - ・複数の対象業種を営む事業者または複数の事業所を営む事業者の場合であっても、1事業者として1回のみ支給します。
 - ・2019年と2020年の売上額の減少率に応じて支援金を支給します。
 - ・宿泊事業・交通事業・酒類卸売事業は20万円以上、飲食店事業は10万円以上売上が減少している場合に支給します。
- ※売上減少額が支援金より少ない場合は、売上減少額の10万円の端数未満を切り捨てた額が支援金になります。
- ※売上減少率が20%未満の場合は、支給対象外になります。
- ※2020年以降に新規開業した場合は、新規開業特例として、宿泊事業、交通事業及び酒類卸売事業には20万円を、飲食店事業には10万円を支給します。

- 申請期間 6月28日(月)から8月27日(金)まで
- 支給開始 7月上旬から申請に応じて順次支給します。

- 申請書類
- ・支援金申請書
 - ・営業実態の確認できる書類
 - ・売上額の確認できる書類(※)
 - ・通帳の写し
(口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名がわかるページ)
 - ・本人確認書類の写し
(個人事業者のみ 運転免許証など)
- 問 申請商工観光課 ☎42-4819

※売上額の確認できる書類

区分	個人	法人
営業実態確認書類	・営業許可書等の写し ・確定申告書(第1表)の写し	・営業許可書等の写し ・確定申告書(別表1)の写し
売上額確認書類	・所得税青色申告書 月別売上金額の写し ・所得税白色申告 収支内訳書の写し	・法人事業概況説明書 月別の売上高等の状況の写し ・売上台帳などの写し 申請者の名称、対象月の年月、対象月の事業収入合計が記載されていること。

北海道 感染情報の公表見直し

道はこれまで新型コロナウイルスの感染者ごとに、同意が得られた範囲で居住地、性別、年代、職業などを公表してきましたが、道議会等から市町村単位等での居住地公表の検討が必要との意見や、国から、より身近

状況別人数等を公表

- ・1週間に1回、市町村ごとの7日間累計感染者数を公表(6月28日から)
- ・国籍、職業、陽性確定日は、感染拡大防止の観点から特に必要がある場合に公表

見直し内容

・毎日の公表では、振興局ごとの人数等、全道の患者の身体への差別や偏見、誹謗中傷が決

してあつてはなりません。町民の皆様におかれましては、うわさや憶測に惑わされることなく、冷静な判断で行動するようお願いいたします。

問 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室 総括・広報班

☎011-206-0132
(内線38-916)